

八街市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、八街市が発注する公共工事に要する経費の前金払及び既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)の取扱いに関し、八街市財務規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の支払基準等)

第2条 公共工事の前金払は、次表左欄に掲げる区分により行うものとし、前金払の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

区分	割合	充当経費
(工事) 1 件の設計金額が 1 3 0 万円以上の土木建築に関する工事。	請負代金の 4 割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。
(設計又は調査) 1 件の設計金額が 1 3 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査。	請負代金の 3 割以内	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。

(中間前金払の支払基準等)

第3条 公共工事の中間前金払は、次の各号に掲げるすべてに該当する工事のうち、次表左欄に掲げるものについて行うものとし、中間前金払の割合及び充当できる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 既に前金払が支払い済みであること。

区分	割合	充当経費
(工事) 1件の設計金額が130万円以上の土木建築に関する工事。	請負代金の2割以内。 ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の6割を超えてはならないものとする。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。

(前金払等の表示)

第4条 前金払及び中間前金払(以下「前金払等」という。)の有無は、入札公告等にこれを表示する。

(保証契約の締結)

第5条 前金払等をしようとするときは、相手方をして、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との公共工事の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

(前金払等の申請等)

第6条 受注者が前金払を受けようとするときは、前払金申請書(別記様式第1号)に前条の規定に基づき締結した保証契約に係る保証証書(以下「保証証書」という。)を添付して、契約から1か月以内に市長に提出しなければならない。ただし、会計年度が2か年以上にわたる事業(以下「継続事業」という。)に基づく契約における前金払を受けようとするときは、前払金申

請書及び保証証書を各会計年度において前金払を受けることができる日から
1か月以内に市長に提出しなければならない。

2 受注者が中間前金払を受けようとするときは、前払金申請書、保証証書及び第12条第4項に規定する中間前金払に係る認定通知書の写しを市長に提出しなければならない。

3 継続事業に基づく契約については、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金を申請することができない。

(前払金等の決定)

第7条 市長は、前条の規定による前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは前払金等の額を決定し、前払金決定通知書（別記様式第2号）により、受注者に通知するものとする。

(前払金等の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、前払金請求書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(前払金等の支払時期)

第9条 前払金等の支払時期は、前条の請求を受けた日から14日以内とする。

(公共工事の内容の変更に伴う前払金等の増減)

第10条 公共工事の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金を増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条に規定する割合を乗じて得た額から受領済の前払金等の額を差し引いた額に相当する額以内で、前払金等の額を増額させることができる。

2 公共工事の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金等の額が減額後の請負代金額の10分の5（中間前金払の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金等の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

(保証契約の変更)

第 11 条 前条第 1 項の規定により支払済の前払金等の額に追加して前金払等をしようとするときは、相手方をして、変更後の保証契約をしなければならない。

2 継続事業については、前会計年度末における出来高額が、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで前金払等の保証期限を延長しなければならない。

(中間前払金の認定)

第 12 条 受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払に係る認定申請書(別記様式第 4 号)(以下「認定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。また、認定申請書には八街市建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第 12 条の規定による工事履行報告書、工程表及び全景写真(以下「認定資料」という。)を添付しなければならない。

2 事業担当課は、受注者から認定申請書が提出されたときは、第 2 条第 2 項に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうか確認する。

3 事業担当課は、前項の確認にあたりその進捗額について認定しようとするときは、認定資料により行うこととする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。

4 事業担当課は、前 2 項による確認の結果、妥当と認めるときは、認定申請書が提出された日から 7 日以内に中間前金払に係る認定通知書(別記様式第 5 号)により受注者に通知するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第 13 条 中間前金払及び部分払の対象となる建設工事の受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」(別記様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の選択については、その後において変更することはできない。

3 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。ただし、

継続事業に基づく契約にあつては、当該会計年度末において、部分払をすることができる。

(継続事業に基づく契約における前金払等)

第 14 条 継続事業に基づく契約における前金払等は、第 2 条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額（前会計年度における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。）に対して行う。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第 3 条	工期の 2 分の 1	当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1
	請負代金の 2 分の 1	当該会計年度の出来高予定額の 2 分の 1
	請負代金額の 2 割以内	各会計年度の出来高予定額の 2 割以内
第 5 条	公共工事の完成時期	公共工事の完成時期（最終会計年度以外の会計年度にあつては、当該会計年度の末日）
第 10 条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額

(義務違反等による前払金等の返還)

第 15 条 前金払等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金等の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金等を当該工事等以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当額の利息を付することが出来る。

(端数計算)

第 16 条 この要領に基づき前金払等をする場合における前払金等の金額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別記

様式第1号（第6条第1項、同条第2項）

前払金申請書

年 月 日

（あて先）八街市長

受注者 所在地又は住所

称号又は氏名

代表者職氏名

印

下記のとおり 前払金 中間前払金 を申請します。

記

申請額		円
工事（委託）名		
工事（委託）場所		
契約年月日		年 月 日
工期 （履行期間）	自 至	年 月 日 年 月 日
請負代金額 （業務委託料）		円

（注）添付書類（保証証書）

第 号
年 月 日

前払金決定通知書

様

八街市長 印

下記の工事について 前金払 中間前金払 をすることを決定します。

記

工事（委託）名	
工事（委託）場所	
契約年月日	年 月 日
工 期 (履行期間)	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額 (業務委託料)	円
摘要	

前払金請求書

年 月 日

（あて先）八街市長

受注者 所在地又は住所
称号又は氏名
代表者職氏名 印

下記のとおり 前払金 中間前払金 を請求いたします。

金 _____ 円

- 1 工事（委託）名
- 2 工事（委託）場所
- 3 契約年月日
- 4 請負代金額
（委託料）

振込先	金融機関・店舗名	預金種目	口座番号
口座名義人（漢字・フリガナ）			

中間前金払に係る認定申請書

年 月 日

（あて先）八街市長

受注者 所在地又は住所

称号又は氏名

代表者職氏名

印

下記の工事（委託）について中間前金払に係る認定を申請します。

記

申請額		円
工事（委託）名		
工事（委託）場所		
契約年月日		年 月 日
工期 （履行期間）	自	年 月 日
	至	年 月 日
請負代金額 （業務委託料）		円

（注）添付書類（工事履行報告書、工程表及び全景写真）

第 号
年 月 日

中間前金払に係る認定通知書

様

八街市長 印

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工事（委託）名	
工事（委託）場所	
契約年月日	年 月 日
工 期 (履行期間)	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額 (業務委託料)	円
摘要	

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

八街市長

受注者 所在地又は住所

称号又は氏名

代表者職氏名

印

下記の工事（委託）については（中間前金払・部分払）を選択したいので、
お届けします。

記

工事（委託）名	
工事（委託）場所	
契約年月日	年 月 日
工 期 （履行期間）	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額 （業務委託料）	円

（注）特定建設工事共同体にあっては、構成員のすべてが記名押印のこと。